

開催日時	8 月 7 日 (木) 午後 7 時 30 分 ~ 9 時 7 分				
場 所	村民会館 第 2 会議室	出席者	委員 15 名中 13 名出席	記録者	教育委員会事務局 竹原雄一
【会議の内容】					
<p>・前回の会議で決定となった、D 案の平面図、立面図、日影図について、宮本忠長建築設計事務所から説明を受けた。主な、特徴は次のとおりです。</p> <p>①増築校舎の教室は、既存校舎の教室と違い、面積は同じだが横長となる。</p> <p>②ビオトープと水路は、建築位置の関係で、現在の位置よりも北側への移設が必要となる。</p> <p>③教室内のワークスペース側の壁に本棚を設置した。</p> <p>④水のみ場をワークスペースに 2 カ所設置した。</p> <p>⑤トイレ入口には、扉をつけないようにした。</p> <p>⑥日影に関しては、この増築校舎の配置では、近隣居住者宅や北側道路への影響はほとんどない。</p> <p>・検討した結果、この設計では真ん中の教室が、両隣の教室に比べ、ワークスペースの北側が物置やトイレとなっているため、風通しが悪くなるのではないかと心配される。これを回避するために、トイレを増築校舎の東側（増築校舎と水路の間の敷地）に配置することが可能ならば、そうした方がいいという意見が大勢となったため、今回は、トイレを増築校舎の東側に配置した設計図を用意し検討をすることとした。</p> <p>・増築校舎のトイレのうち男子大トイレと女子トイレの便器は洋式とすることとした。</p> <p>・次回の会議は、8 月 25 日（月）午後 7 時から中部小学校にて行なうことを決めた。</p> <p>既存校舎の教室のワークスペース側の可動式の壁について、仕組みや動き方を現地にて確認することとした。</p>					
【意見・要望等】					
Q：教室内に水飲み場はありますか？					
A：あります。教室内にも、ワークスペースにもあります。					
Q：増築校舎東側に避難階段を設置しなくていいのですか？					
A：消防法の規定では、2 階の床面積と避難階（1 階）への距離で設置が必要か否かの基準が定められており、この設計ですと、いずれも基準以下です。また、防火扉も設置されますので、校舎内の階段を使って避難できますので設置する必要がありません。					
Q：トイレの数は、1 教室当たり 1.25 で計算されているとのことですが、基準は満たしているのですか？					
A：具体的な数字での基準はありませんが、他の学校の例からすると十分な数と言えます。					
Q：既存校舎裏側（東側）を南側から滝の前を通過して北側まで行けるのですか？					
A：1 階用務員室からの渡り廊下の両側にシャッター又は引き違い戸を付けることによって、通り抜けることは可能です。					
Q：トイレの位置に関して、やはり通風のことを考えると別の位置がいいと思います。エレベータ室にも転用できる物置はいい考えではあるが、物置を考えずトイレを東側配置できませんか？そうすれば、真中の教室の通風の問題も解決できるのではないですか。					
A：敷地に十分な余裕があるわけではありませんが、トイレを東側に配置することは可能です。					
Q：教室のワークスペース側の壁を可動式にすることによって、壁を取り除き、ワークスペースと教室を一体的に利用することは可能ですか？					
A：可動式で設計することは可能です。					
【まとめ】					
<p>・トイレの位置を変更し、次回、検討することとした。</p> <p>・教室とワークスペースの間の壁を可動式にすることについて、既存校舎の状況を見て検討することとした。</p>					